

# 空き家無料相談会のご案内

日時：1回目 令和 8年 6月 6日 (土)  
2回目 令和 8年 8月 8日 (土) **いずれも**  
3回目 令和 8年 11月 7日 (土) **10時 ~ 12時**

個別相談  
ブースあり

場所：鶴岡市勤労者会館 大ホール（鶴岡市泉町8-57）

共催：鶴岡市、NPO法人つるおかランド・バンク

- ▶ 宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会、司法書士、行政書士会、解体業等の専門家が対応します。
- ▶ お問合せ先に事前申し込みいただいた方を優先します。当日参加でも相談可能です。
- ▶ 相談会への参加が難しい方は、下記のお問合せ先にお電話ください。随時相談にも対応しています。

あなたの相談で空き家や空き地が減り大切に使用されることは地域の住環境改善につながります。

## 空き家や空き地のお悩みはランドバンクへ

- 実家が空き家になりそう。
- 空き家の管理が大変。  
台風や雪のたびに心配。
- 空き家の解体はいくらかかるの？
- 空き家を相続したけど、どうしよう。  
相続放棄したら、どうなるの？



空き家・空き地をお持ちの方  
空き家を予防したい方

- 土地が狭くて駐車場がない。  
近くに土地はないかな。
- 近隣が空き家になりそう。子ども世帯の家を新築できたらな。
- 家の前の道路が狭くて車で入りにくい。道を広くできたらな。



近隣の家や土地が空いたら  
利用したい方

## ランドバンクなら！

### 頼りになる！

空き家解決を目指すNPOです  
年間300名近くの方が  
相談に来ています

### 安心！

遠隔地にお住まいの方に  
代わり、空き家を  
巡回します

### お得！

市補助金や助成金の  
ご相談はお早めに

【お問合せ先】 いずれかにご連絡ください。

鶴岡市  
建設部 都市計画課  
電話 0235-35-1315  
Email [tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:tokei@city.tsuruoka.yamagata.jp)



NPO法人  
つるおかランド・バンク  
電話 0235-64-1567  
Email [landbank@t-landbank.org](mailto:landbank@t-landbank.org)



HP



ふるさと納税  
鶴岡市 空き家管理



鶴岡市

# 空き家・空き地の 適正管理に ご協力ください！

このお知らせは、空き家・空き地をお持ちでない方や、適正に管理されている方にも送付しています。ご了承ください。

空き家や空き地は個人の財産です。所有者や管理者の方は、周辺住民の生活環境を守るためにも、適正な管理に努めなければなりません。

適正な管理をせずに放置した結果、空き家の瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人等に被害を与えた場合、所有者が損害賠償責任を負うことになる可能性があります。

空き家について **問合せ先・窓口** 建設部 建築課 ☎ (0235) 35-1247

空き地について **問合せ先・窓口** 市民部 環境政策課 (つるおかエコフェア内) ☎ (0235) 26-0139

## 「管理不全空家等」の指導・勧告について

空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、このまま放置すれば周辺に悪影響を及ぼすおそれがある**管理が不全な空家**の指導などを行う制度が新設されました。鶴岡市では今年度から調査を行い、該当する空き家の所有者等へ改善を促す「指導」や「勧告」を行います。

**「勧告」を受けた状態で賦課期日(1月1日)を経過すると、固定資産税や都市計画税の住宅用地特例の対象から除外され、土地の固定資産税が上がります**ので、空き家の適正な管理をお願いします。



## 危険空き家等解体補助金

**老朽化し危険な空き家(住宅)の除却**を行う方に対し、除却費の一部を補助します。

- ・個人型：最大50万円(地域まちづくり事業型：羽黒町手向地区は最大75万円)
- ・地域団体支援型：最大75万円(地域まちづくり事業型：羽黒町手向地区は最大100万円)

※応募期間内に事前申請のあった建物に対し、現地調査を行い判定します。当該建物の不良住宅判定基準の評点と危険度の大きい順に、補助対象者を決定します。

**問合せ先・窓口** 建設部 **建築課 住宅支援係** ☎ (0235) 35-1247



HP ▶

## 住宅リフォーム支援事業補助金

一定の要件工事(バリアフリー化、断熱化等)を含む30万円以上の住宅リフォーム工事を行う方に対し、工事費用の一部を補助します。

移住世帯、新婚世帯、子育て世帯で工事費の1/3(上限30万円)、それ以外の一般世帯は工事費の1/5(上限24万円)の補助。更に鶴岡産木材の使用、空き家活用を行った場合等は加算が受けられ、そのほか、移住・空き家特別枠や中心市街地特別枠として、補助が受けられます。

**問合せ先・窓口** 建設部 **建築課 住宅支援係**  
☎ (0235) 35-1428

## 木造住宅耐震診断補助

市に登録されている耐震診断士が現地を調査し、耐震診断と補強計画を作成します。

**対象住宅** ▶ 居住している、もしくは、診断後に居住する住宅で、平成12年5月以前に建てられた木造2階建て以下のもの

**受付期間** ▶ 12月末まで(予算の範囲内)

**費用負担** ▶ 個人負担額：1万5千円

(図面なしの場合は1万9千円)


**問合せ先・窓口** 建設部 **建築課 建築指導係**  
☎ (0235) 35-1432



HP ▶

## 山形地方法務局からのお知らせ

### 相続土地国庫帰属制度

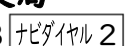
HP ▶  相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合に、国庫に帰属させることを可能とする制度が創設されました。制度の詳細は法務省ホームページをご確認ください。

**問合せ先・窓口** 山形地方法務局 **本局**  
☎ (023) 625-1321

### 令和6年4月から相続登記が義務化されました

相続によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請**をしなければならなくなりました。

**義務化以前に相続した不動産も対象**で、令和9年3月までに手続きをする必要があります。

**問合せ先・窓口** 山形地方法務局 **鶴岡支局**  
☎ (0235) 22-1003 



HP ▶